

日新 第二期 (2004.1)

柒、廉政專題

いないため 例えば 県公安委員会への報告基準が作成されていないとの監察結果に対して「良好」という評価を与えているものなど、評価が不適切又は根拠が不明なもの（十六例）あり。

〔勧告要旨〕

- 1、不祥事案の発生が後を絶たない状況を踏まえ、不祥事案対策の徹底のための総合的な監察を新たに実施すること。
なお、留置場の管理状況や被疑者の身柄の管理状況を監察実施項目として明確に盛り込むなど実施計画の一層の充実を図ること。
- 2、新たな総合的監察の実施に当たっては、県警察の全部局を対象とすること。また、対象警察署等の選定に係る適切な基準を策定するとともに、対象数を増加させること。
- 3、新たな総合的監察の実施に当たっては、評価の客観性を担保するため、あらかじめ一定の合理的な評価基準を定めておくこと。

(2) 特別監察の厳正・中立性の確保

国家公安委員会は、本年一月、監察に関する規則（四月施行）及び警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（一月施行）を定め、厳正かつ公平な監察の実施や職務の公正の保持を規定。

警察庁及び七管区警察局のうち、三管区警察局で特別監察実施の任に当たるメンバーの選定に関して受監県警察からの出向者の除外等が徹底されていない例あり。

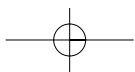
自己負担による昼食であるが、職務上適切でないと考えられる特別監察開始前や終了後に会食を行っていた例あり。また、公共交通機関の利用が可能であるにもかかわらず受監県警察の公用車を利用するなど、必ずしもやむを得ないとは認め難い公用車の利用例あり。

〔勧告要旨〕

- 1、監察実施メンバーの選定に当たり受監県警察からの出向者や受監県警察を前任地とする者は除外することなどを盛り込んだ基準を作成し、これに基づきメンバーを選定すること。
 - 2、引き続き会食や懇親会の禁止措置を講ずるとともに、真にやむを得ない場合を除き、受監県警察の公用車の利用を禁止すること。
- 4、国家公安委員会の運営の在り方の見直し

国家公安委員会は、委員長及び五人の常勤委員によって構成される国の行政機関であり、警察行政に関する調整等を遂行するために警察庁を管理し、また、地方警務官の任免等を行う。警察刷新会議提言及びこれを受けた警察改革要綱では、監察に対する具体的・個別的な監察指示権を同委員会に付与すること等同委員会の警察に対する管理機能の充実と活性化を目指す。

警察庁は、地方警務官以外の警察職員の懲戒処分等の国家公安委員会に対する報告基準を定めていない。



日新 第二期 (2004.1)

平成十一年の地方警務官以外の地方警察職員に係る懲戒免職三十六件のうち報告されたものは八件(22%)のみ。

国家公安委員会の開催実績は、臨時会議を含めても四十七回(平成十一年度)。また、同委員会の委員の年間勤務日数は、定例会議等と各種行事を合わせても年間六十四日程度(平成十一年度)。同委員会の機能の充実と活性化に合わせた勤務態勢の見直しが必要。

〔勧告要旨〕

1. 地方警務官以外の警察職員の不祥事案について、例えば、懲戒免職案件及び諭旨免職案件はしつ皆報告とするなど報告基準を定めて定期的に把握すること
2. 臨時会議を臨機応変に招集すること等により必要に応じ国家公安委員会の開催頻度を高めるとともに、常勤の委員である同委員会の委員の勤務態勢に関して必要な措置を講ずること。

その他の主な勧告事項

不祥事案の報告の励行(県警察から県公安委員会に対する標準的な報告要領の策定等)

不祥事案の前兆の的確な把握等(身上監督の標準的な要領等の作成、苦情処理要領作成の指導等)。
管区警察局の府県警察に対する監督機能の強化(県警察から管区警察局への不祥事案の報告の仕組み等)等。

